

平成 30 年 3 月 30 日

建設関連業務等委託業者 各位

八戸市財政部契約検査課

平成 30 年 4 月 1 日以降適用の技術者単価等の運用に係る特例措置について

標記の件について、国土交通省の特例措置通知等に基づき、当市においても下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 措置の内容

平成 30 年 4 月 1 日以降適用の技術者単価及び労務単価（以下「新技術者単価等」という。）の決定に伴い、2. に定める建設関連業務委託及び建築設計業務委託（以下「委託」という。）の受注者は、「建設関連業務委託契約約款」第 53 条又は「建築設計業務委託契約約款」第 52 条の定めに基づき、平成 29 年度技術者単価及び労務単価（以下「旧技術者単価等」という。）に基づく契約を新技術者単価等に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2. 対象となる委託

平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を行った委託のうち、旧技術者単価等を適用して積算しているもの。

3. 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の業務委託料＝新技術者単価等により積算された業務委託料対応額×当初契約の落札率

4. 請求期限

本通知に基づく業務委託料変更の受注者からの協議の請求期限は、対応の通知のあった日から 14 日以内とする。

※「対応の通知のあった日」とは、調査職員から対象受注者へ通知した日とする。

なお、上記により業務委託料が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切に対応してください。

問合せ先

財政部契約検査課 工事契約グループ

電話 0178-43-2111（内線 3456・3455）